# 虐待防止のための指針 (障がい・通所施設)

放課後等デイサービス アラジン

## 1. 基本方針

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という意識のもと、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めることとする。

事業所内における障がい者・虐待を防止するため、職員への研修を実施する。

## 2. 虐待の定義

虐待とは、職員等から利用者に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

- (1)身体的虐待:利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、 または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。(蹴る、殴る、 たばこを押し付ける、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせ る、食事を与えない、戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、紐などで 縛る等)
- (2)性的虐待:利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。(性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌や DVDを見るように強いる、裸の写真や映像を撮る等)
- (3) 心理的虐待:利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的対応または不当な差別的 言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。(「そんなことをす ると外出させない」など言葉による脅迫、「何度言えばわかるの」な ど心を傷つけることを繰り返す。利用者を子供扱いするなど自尊心 を傷つける、馬鹿にする、無視する、他者と差別的な対応をする等)
- (4)ネグレクト:利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前(1)から(3)に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。(自己決定と言って放置する、失禁していても衣類を取り替えない、栄養不足のまま放置、病気の看護を怠る、話しかけられても無視する、拒否的態度を示す等)
- (5)経済的虐待:利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。(利用者の同意を得ないお金の流用など財産の不当な処分)

# 3. 虐待防止委員会の設置及び審議事項等

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会(以下「委員会」という。)を設置するとともに、虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じる。

- (1) 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする
- (2) 委員会の委員長は、楢原勇作が務める
- (3) 委員会の委員は、管理者が指名したものとする
- (4) 委員会は、年1回以上、定例会または委員長が必要と認めた時に開催する
- (5)委員会の審議事項
  - ①基本理念、行動規範等、職員への周知に関すること。
  - ②職員の人権意識を高めるための研修計画(年1回以上)の策定に関すること。
  - ③職員が支援等に関して相談することのできる体制整備に関すること。
  - ④虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関すること。
  - ⑤苦情解決制度、福祉サービス第三者評価事業推進委員会、成年後見制度の活用に 関すること。
  - ⑥虐待発見時の対応に関すること。
  - (7)その他の人権侵害、虐待防止に関すること。

## 4. 虐待防止に関する責務等

- (1) 虐待防止に関する統括は委員長が行い、責任者は(当該事業所の管理者等)とする。
- (2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で検討し示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図ると共に、利用者支援、苦情解決体制の活用など、日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
  - ・福山市障がい者虐待防止センター TEL (084) -928-1354

## 5. 虐待の早期発見等への対応

## (1) 虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等への報告が重要である。なお、虐待は利用者の権利を侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から、責任者等は、利用者、家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めることが必要である。

#### (2) 虐待発見時の対応

虐待もしくは、虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全、安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をし、利用者や家族に十分な配慮を行う。被害者のプライバシー保護を大前提としながら、対外的な説明責任を果たすなど、速やかに組織的な対応を図る。また、行政に通報、相談する。さらには、発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努める。

## 6. 職員等が留意すべき事項

職員等は、当法人の基本理念及び行動規制に掲げる利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとする。虐待事案の発生は、利用者の生命とその生活を脅かすことのみならず、法人としての社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな問題を抱えることを十分に認識する必要がある。

## (1) 意識の重要性

- ①常に利用者の人格や権利を尊重すること。
- ②職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心掛けること。
- ③虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを、 絶えず認識すること。

## (2) 基本的な心構え

- ①利用者との人間関係が構築されている(親しい間柄)と、独りよがりで思い込まないこと。
- ②利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動 を繰り返さないこと。
- ③利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり、拒否することができない場合もあることを認識する。

- ④職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。
- ⑤虐待(疑い)を受けてる利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って 事実確認や丁寧な相談支援を行うとともに、責任者に速やかに報告すること。

# 7. 虐待防止のための職員研修

虐待防止のための職員研修を原則年1回以上実施する。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに本 指針に基づき、虐待防止を徹底する。研修の実施内容については、研修資料、実施 概要、出席者等を記録し保存することとする。

# 8. 本指針の閲覧

本指針は、事業所内に掲示・ホームページ上に掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。

## 附則

- この指針は令和6年4月1日より施行する。
- この指針は令和7年4月1日より施行する。(改訂)